

体育施設（三瀦・城島地域）

指定管理者募集要項

令和元年 9 月

久留米市

市民文化部体育スポーツ課

目 次

1	施設の概要	1 P
2	指定管理者が行う業務の範囲	4 P
3	指定期間	4 P
4	指定管理者が行う管理の基準	4 P
5	利用料金の収入の取扱い	7 P
6	管理運営に関する経費	8 P
7	応募資格等	10 P
8	公募に係る書類等の配布	11 P
9	提出書類	12 P
10	申請に係る事項	13 P
11	指定管理者候補者の選定及び指定	13 P
12	選定基準	13 P
13	審査項目と配点	14 P
14	全体スケジュール	15 P
15	説明会（現地）	15 P
16	質問受付及び回答	15 P
17	申請書類の著作権及び公表	16 P
18	申請に要する費用の負担	16 P
19	基本協定書及び年度協定書の締結	16 P
20	その他の注意事項	16 P

はじめに

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年条例第24号)に基づき、公の施設である三潞・城島地域の体育施設(以下「体育施設」という。)の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者候補者の募集を行います。

1 施設概要

(1) 久留米市みづま総合体育館

- ① 所在地 久留米市三潞町玉満2593番地1
- ② 休館日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から21時30分
- ④ 主な施設概要
 - ・建物概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
延床面積5,995平方メートル
建築面積5,366平方メートル
開館日 平成21年4月11日
1階 メインアリーナ(1,572㎡) サブアリーナ(633㎡) トレーニング室
軽運動室、研修室(84㎡) 役員室、選手控室(3室)
2階 観客席(メインアリーナ固定416席) ランニングコース(約175m)

(2) 久留米市三潞農業者トレーニングセンター

- ① 所在地 久留米市三潞町玉満2935番地2
- ② 休館日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から22時
- ④ 主な施設概要
 - ・建物概要 鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積1,794平方メートル
建築面積1,795平方メートル
建築日 昭和58年10月1日
アリーナ(1,000㎡) 会議室(66㎡) 事務室

(3) 久留米市三潞B&G海洋センタープール

- ① 所在地 久留米市三潞町玉満2925番地4
- ② 利用期間 6月1日から8月31日
(6月1日から7月20日の期間は土日祝のみ利用可)
- ③ 利用時間 9時から21時
- ④ 主な施設概要
 - ・建物概要 鉄骨造平屋建
延床面積1,000平方メートル
建築面積1,000平方メートル
建築日 昭和63年7月15日
プール(875㎡) 管理棟(125㎡)

(4) 久留米市三潞B&G海洋センター艇庫

- ① 所在地 久留米市三潞町西牟田6526番地3
- ② 利用期間 7月21日から8月31日(事前予約制)
- ③ 利用時間 9時から17時
- ④ 主な施設概要

- ・建物概要 鉄骨造平屋建
延床面積281平方メートル
建築面積281平方メートル
建築日 昭和63年7月15日
艇庫(200 m²) 管理棟(81 m²)

(5) 久留米市三潞農村運動広場グラウンド

- ① 所在地 久留米市三潞町玉満2725番地
- ② 休場日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から21時
※照明設備は、8月10日から9月30日までの間は使用に供しない
- ④ 主な施設概要

- 延面積11,851平方メートル
200mトラック 管理棟(43 m²) 体育倉庫(116 m²) 照明設備

(6) 久留米市三潞農村運動広場テニスコート

- ① 所在地 久留米市三潞町玉満2925番地4
- ② 休場日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から22時
- ④ 主な施設概要

- 延面積2,002平方メートル
オムニコート(人工芝)2面 壁打ち場 照明設備

(7) 久留米市三潞ゲートボール場

- ① 所在地 久留米市三潞町玉満2922番地2
- ② 休場日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 11月から2月:7時から17時
3月から10月:6時から19時
- ④ 主な施設概要

- 延面積1,642平方メートル
ゲートボール場1面

(8) 久留米市城島体育館

- ① 所在地 久留米市城島町檜津1468番地
- ② 休館日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から22時
- ④ 主な施設概要
 - ・建物概要 鉄筋コンクリート造2階建
 - 延床面積1,931平方メートル
 - 建築日 昭和53年4月30日
 - アリーナ(1,178 m²) ステージ(78 m²) 観覧席(168 m²) 倉庫(38 m²)

(9) 久留米市城島テニスコート

- ① 所在地 久留米市城島町檜津1460番地
- ② 休場日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から22時 ※照明設備は21時30分まで
- ④ 主な施設概要
 - 延面積2,595平方メートル
 - オムニコート(人工芝)4面 照明設備

(10) 久留米市城島ゲートボール場

- ① 所在地 久留米市城島町檜津466番地7
- ② 休場日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 11月から2月:7時から17時
3月から10月:6時から19時
- ④ 主な施設概要
 - 延面積2,617平方メートル
 - ゲートボール場3面

(11) 久留米市城島トレーニングセンター

- ① 所在地 久留米市城島町檜津1468番地
- ② 休館日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から22時
- ④ 主な施設概要
 - ・建物概要 鉄筋コンクリート造平屋建
 - 延床面積390平方メートル
 - 建築日 昭和53年3月31日
 - トレーニング室(300 m²) ミーティングルーム(40 m²) 更衣室(50 m²)

(12) 久留米市城島ふれあい広場

- ① 所在地 久留米市城島町檜津1495番地
- ② 休場日 年末年始（12月28日から翌年1月4日までの日）
- ③ 利用時間 9時から22時 ※照明設備は21時30分まで
※照明設備は、8月13日から9月20日までの間は使用に供しない
- ④ 主な施設概要
延面積29,295平方メートル
野球・サッカー・ソフトボール 1面 照明設備

2 指定管理者が行う業務の範囲

【体育施設（三潞・城島地域）管理運営業務基準書】のとおり

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

4 指定管理者が行う管理の基準

(1) 体育施設の利用の制限及び使用許可について

体育施設の利用の制限及び使用許可は、久留米市体育施設条例(昭和41年条例第11号。以下「体育施設条例」という。)、久留米市体育施設条例施行規則(昭和41年教育委員会規則第1号)、久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例(平成16年条例第77号。以下「三潞農業者トレーニングセンター条例」という。)、久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例施行規則(平成17年久留米市規則第24号)、久留米市三潞B&G海洋センター条例(平成16年条例第117号。以下「三潞B&G海洋センター条例」という。)、久留米市三潞B&G海洋センター条例施行規則(平成17年教育委員会規則第11号)、久留米市三潞農村運動広場条例(平成16年条例第78号。以下「三潞農村運動広場条例」という。)、久留米市三潞農村運動広場条例施行規則(平成17年久留米市規則第25号)、久留米市城島トレーニングセンター条例(平成16年条例第116号。以下「城島トレーニングセンター条例」という。)、久留米市城島トレーニングセンター条例施行規則(平成17年教育委員会規則第10号)、久留米市城島ふれあい広場条例(平成16年条例第114号。以下「城島ふれあい広場条例」という。)、久留米市城島ふれあい広場条例施行規則(平成17年教育委員会規則第9号)に定めるところにより行うものとします。

(2) 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の適用について

① 指定の取消し等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することができないと認められるときは、指定を取消し、または業務の停止を命ずることがあります。

② 原状回復義務

指定期間が満了したとき、または指定を取り消されたときなどは、その管理しなくなった公の施設を直ちに原状に回復しなければなりません。

③ 損害賠償義務

指定管理者の故意または過失により、施設または設備を損壊したり滅失したりした場合は、その損害を賠償する義務があります。

④ 秘密保持義務

指定管理者及びその従事者は、管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。

また、管理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。これは、指定管理者の指定期間が満了し、職務を退いた後においても同様です。

(3) 久留米市個人情報保護条例の適用について

指定管理者は、管理に係る個人情報の保護について久留米市（以下「市」という。）と同様の義務を負い、従事者が条例の罰則に規定する違反を行ったときは、刑事罰が課せられます。

また、顧客情報の流出等個人情報の不適切な取り扱いが指定の取消し、業務停止、損害賠償につながる場合があります。

(4) 久留米市情報公開条例の適用について

指定管理者は、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。また、指定管理者自らが、管理業務に関する情報の公開に規定を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整備し、適正に運用するよう指導をします。

(5) 久留米市行政手続条例の適用について

指定管理者は久留米行政手続条例(平成8年条例第24号)における「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うことになります。

(6) 暴力団の排除について

暴力団の排除のため、指定管理者及び指定管理者に応募したものについては、必要に応じて警察に照会します。また、指定管理者は公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の許可をせず、既に許可している場合においても許可を取り消すなど、必要な措置を講じてください。

(7) 環境への配慮について

管理業務を行うにあたって、次のような環境への配慮に留意してください。

ア 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ ごみの分別・減量・リサイクルに努めること。

ウ 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。

エ 管理業務の履行において使用する物品等は、極力環境に配慮したものを使用すること。

(8) 労働法令の遵守について

体育施設の管理運営にあたっては、労働基準法(昭和22年法律第49号)ほか労働関係法規を遵守し、雇用・労働条件への適切な配慮をすること。

(9) 障害者差別の禁止について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の趣旨を深く理解し、障害のある人に対して不当な差別的取扱いや合理的配慮に欠けた対応をしてはなりません。

(10) 会計処理について

指定管理者は、適正な会計処理の実施のため次のことを明確に定め会計処理を行ってください。なお会計処理の状況については市による実地調査等により定期的に確認します。

- ア 施設の管理運営に係る収支について、指定管理者の他の事業の収支と会計上明確に区別すること。
- イ 会計帳簿やその他必要な会計書類について保存年限を定めて適切に整備、保管すること。
- ウ 会計処理に係るルールを明確に定め、組織的なチェック体制を構築すること。

(11) 災害対応について

災害発生時に避難所として位置づけられている施設においては、市からの避難所開設の要請に従い、指定管理者は、施設及び物品等をその用途に提供し、避難所の開設に迅速かつ的確に対応できるよう、市への協力を努めてください。

(12) 事業のモニタリングについて

指定管理者制度の導入は市民サービスの維持向上という重要な目的があり、指定管理者から定期的な事業報告の提出、市による不定期の立入検査、顧客満足度調査等によるモニタリングを実施することになります。

モニタリングとは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定書等に従い、適切かつ確実な公共サービスが実施されているかを確認すると同時に、市が示すサービス水準を満たしているかを監視する手段です。継続的、安定的にサービスを提供することが可能であるかを監視し、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理運営の継続が適当でないと認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組みです。

また指定管理者が行う施設の管理業務に係る出納その他事務の執行は、地方自治法に定める監査の対象となります。事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類等の提出を求められることがあります。

(13) 体育施設の管理に関する基本的な考え方

指定管理者が体育施設を管理するにあたり、基本的な考え方は次のとおりとします。

- ア 特定の個人や団体等に対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- イ 条例、規則を遵守すること。また、体育施設の運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、事前に市と協議を行うこと。
- ウ 個人情報保護に十分留意し、適切な管理を行うこと。
- エ 公の施設であることに鑑み、納税者の視点に立って効率的な運営を行い、経費の節

減に努めること。

オ 地域住民や利用者の意見・要望を反映させ、指定管理者の創意や工夫により可能な限りその効用を高めること。

カ 労働関係法令を遵守するとともに、管理運営に支障がない勤務体制をとること。また、職員の能力向上のために必要な研修を行うこと。

キ 当該体育施設は、広域スポーツ施設であると同時に、地域のスポーツ活動の拠点でもあり、地域のスポーツ振興と住民の体力・健康増進の拠点となる体育施設であるため、善良な意志により安定した管理運営を行い、特に安全性の確保に努めること。

ク 三潁地域を活動拠点とする総合型地域スポーツクラブである三潁体育振興協会は、本市のスポーツ施策を推進するうえで、非常に重要な役割を果たしており、当体育施設の管理運営にあたっては十分連携し、事業の実施、体育施設の管理等を行うこと。

ケ 管理業務を行うにあたり、再委託、物品の調達を行う場合は、久留米市内の企業等の積極的な活用に努めてください。

(14) 行政財産の目的外使用について

指定管理者は、施設の設置目的を損なわないことを条件に行政財産の目的外使用について、教育委員会から許可を得ることができます。

ただし、久留米市行政財産使用料条例に基づき、使用料を徴収します。

(15) 全部委託の禁止

指定管理者は、体育施設の管理に関する業務を一括して第三者に委託(再委託)し、又は請け負わせてはなりません、ただし、清掃、警備等の管理運営業務の目的を損なわない業務についてはこの限りではありません。なお、このような業務の再委託を行う場合は、久留米市の承認が必要となります。

(16) 指定期間の終了

指定管理者は指定期間の終了に伴い、次期指定管理者等への業務の引継を行わなければなりません。引継に関する具体的な項目については、個々の施設の形態や状況に応じて予め決めておいてください。

5 利用料金の収入の取扱い

(1) 利用料金制の導入

指定管理者の経営努力を発揮しやすくするとともに、指定管理者及び市の事務効率を図るため、地方自治法244条の2第8項の規定に基づく、「利用料金制」を採用します。

なお、利用料金の額は、条例別表で定める範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めることとします。具体的には、条例で定める額を上限とします。

利用料金制：公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって收受させる制度（指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を市の会計に払い込む必要がない。）

(2) 利用料金の免除及び補填について

体育施設条例第14条、久留米市体育施設使用料等の減免及び還付に関する規則（平成14年規則第34号）第2条、三潴農業者トレーニングセンター条例第9条、久留米市三潴農業者トレーニングセンター条例施行規則第7条、三潴B&G海洋センター条例第8条、久留米市三潴B&G海洋センター使用料及び還付に関する規則（平成17年規則第21号）第2条、三潴農村運動広場条例第7条、久留米市三潴農村運動広場条例施行規則第7条、城島トレーニングセンター条例第7条、久留米市城島トレーニングセンター使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年規則第19号）第2条、城島ふれあい広場条例第7条、久留米市城島ふれあい広場使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年規則第20号）第2条の規定による利用料金の減免の申請がなされた場合には、利用料金の免除を行わなければならないものとします。

なお、市による免除相当分の補填はしないものとします。

6 管理運営に関する経費

(1) 管理費の支払いについて

施設の管理に係る全ての経費は、利用料金、指定管理料及びその他の収入をもって充てることとします。

年間の指定管理料は、事業計画に掲げる収支計画の中で、収支の差引額を基本とします。（平成29年度、平成30年度の決算額を別資料として添付します。）

また、指定管理料は、原則として定額払い方式とします。（精算方式ではありません）

具体的な指定管理料の金額及び支払い方法については、締結する協定書によって定めるところにより、分割払い（月払い）とします。

定額払い方式：管理経費を経営努力により節減した場合は収益に、管理経費が増大した場合は損失となる。利用料金収入の増減分は、そのまま指定管理者の収益または損失となる。

精算方式：指定管理料に不足があれば追給し、余剰があれば返還させる方式をいう。

(2) 指定管理料の債務負担行為について

施設に係る指定管理料の債務負担行為は、下記のとおりです。

事項	期間	限度額
体育施設（三潴・城島地域） 指定管理料	令和2年度から令和6年度まで	314,070千円

(3) 指定管理者制度導入におけるリスク負担の在り方について
 リスクの種類及びリスク負担者は次のとおりとします。

リスクの種類	内容	リスク負担者	
		市	指定管理者
法令の変更	指定管理者が行う運營業務に影響を及ぼす変更 (※1参照)	○	○
物価	物価変動により人件費、物件費等経費の増		○
金利	金利変動による経費の増		○
施設・設備・物品等の 損傷	経年劣化で小規模のもの		○
	経年劣化で上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに 帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が 特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が 特定できないもの	○	
不可抗力	自然災害による業務の変更、中止又は延期 (※2参照)	○	○
需要変動	当初の需要見込みと異なる市場状況		○
施設競合	競合施設による利用者の減及び収入減		○
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏 洩し、又はこれに伴い犯罪が発生		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
	不可抗力(※3参照)	○	○
損害賠償	管理運営上における事故(※4参照)	○	○
事業終了時	指定期間の満了又は期間中途における事業の廃止 に伴う原状回復に伴う費用		○

- ※1 指定管理者が行う運營業務に影響を及ぼす変更(法令の変更)
- ・施設の管理運営行為そのものに影響を及ぼすものは、市がそのリスクを負うこととします。
 - ・管理運営に必要とされる許認可等を必要とする場合のリスクは、指定管理者が負うものとします。
- ※2 自然災害(台風、地震等)への対応
- ・建物や設備が復旧困難な被害を受けた場合は、協定を解除します。
 - ・復旧可能な場合は、その復旧に要する経費は、市と指定管理者で協議を行います。
 - ・避難所等として使用した場合において、新たに発生した経費等の負担については、市と指定管理者で協議します。
 - ・市は、指定管理者に対する休業補償はしません。
- ※3 不可抗力への対応
- ・不可抗力により運営不可能となった場合は、市と指定管理者で協議を行います。
 - ・市は、指定管理者に対する休業補償はしません。

※4 管理運営上における事故

- ・指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への被害についてのリスクは、指定管理者が負うものとします。
- ・基幹的な施設、機器等の不備による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への被害については、その主たる原因が、指定管理者の施設管理上の瑕疵がない場合は、そのリスクは市が負うこととなります。

※5 下水道の接続について

- ・三潞、城島地域は、現在下水道整備の工事を行っている地域です。本体育施設の下水道接続について、下水道事業受益者負担金・分担金、下水道本管接続工事費用、既設浄化槽の撤去費用は市で負担するものとします。下水道接続後の下水道使用料については指定管理者が負担するものとします。

(4) 保険等

指定管理者の責任に起因したものについては、指定管理者が市または第三者に対してその責任を負うこととなりますので、指定管理者の負担により損害賠償保険に加入しなければならないものとします。

なお、火災保険については、市が加入します。

(5) 税について

指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、市内の事業所等において事業を行う法人又は個人に係る事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。

詳しくは、会社等の法人に係る市民税及び市内の事業所等において事業を行う法人又は個人に係る事業所税については久留米市市民文化部市民税課に、償却資産に係る固定資産税については久留米市市民文化部資産税課にお問い合わせください。

なお、国税については税務署に、県税については県税事務所にお問い合わせください。

(6) 修繕・改修等

指定管理者は施設の利用に支障をきたさないように施設・設備の修繕・改修を行うこととします。なお、その修繕等に係る予算上限額は年度協定書で定めることとしますが、上限額は年間300万円を下回らない額で設定するものとします。

(7) その他

その他の事項については、別に締結する協定に定めるところによります。

7 応募資格等

指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営できる法人・その他団体（NPO法人、市民団体等）が対象で、法人格の有無は問いません。

また、複数の団体等により構成されたグループ（共同企業体）による応募も可能とします。なお、グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。

ただし、次の（1）から（5）のいずれかに該当する団体（グループで応募する場合にあっては、その構成団体のいずれかが（1）、（3）、（4）、（5）、（6）のいずれかに該当する団体）は応募できないものとします。応募後に該当することが判明した場合は失格とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人その他の団体等
- (2) 久留米市内に事務所または事業所を有していない法人その他の団体等
- (3) 税（国税及び地方税）を滞納している法人その他の団体等
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生または再生手続きを開始している法人その他団体等
- (5) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれに準ずる地位に就任し、または、実質的に経営等に関与している法人その他の団体等
 - ①地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ②地方自治法第244条の2第11項の規定による本市または本市以外の地方自治体において、指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する者
- (6) 複数の団体等により構成されたグループ（共同企業体）による応募で、次に掲げるその他の団体等
 - ①単独で応募した団体が、グループ（共同企業体）による応募の構成団体になること。
 - ②複数のグループ（共同企業体）による応募の構成団体になること。
 - ③構成団体の全てが上記（2）に該当する団体

8 公募に係る書類等の配布

- (1) 配布期間

令和元年9月24日（火）から令和元年11月5日（火）まで
 （ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日を除く）
- (2) 配布場所

〒830-0042
 久留米市荘島町11番地1（荘島体育館2階）
 久留米市市民文化部体育スポーツ課
 電話：0942-30-9226 FAX：0942-38-2259
 E-mail：taiikusp@city.kurume.fukuoka.jp
- (3) 配布資料
 - ①久留米市三潞・城島地域体育施設指定管理者募集要項（本書）
 - ②久留米市三潞・城島地域体育施設管理運営業務基準書
 - ③指定管理者指定申請書（第1号様式）
 - ④グループ応募構成書（様式1）

- ⑤応募資格に係る申立書（様式2）
- ⑥管理運営業務計画書（様式3）
- ⑦管理に係る収支計画書（様式4）
- ⑧質問書（様式5）
- ⑨委任状（様式6）

9 提出書類

提出する書類は、次に掲げる項目とします。

なお、グループ応募申請を行う場合は、グループ応募構成書（様式1）及び構成する団体すべてに係る②、⑤、⑥、⑦の書類を併せて提出してください。

また、申請等を本社ではなく支社、事業所、事務所等で行う場合には、委任状（様式6）を併せて提出してください。

①指定管理者指定申請書（第1号様式）

②応募資格を有することを証する書類

㊦団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

㊧当該法人の登記簿謄本

㊨納税証明書（直近1年分）

（法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人市民税、固定資産税及び軽自動車税事業所税について滞納がないことを証明する書類）

※課税されていない団体等は、応募資格に係る申立書（様式2）の該当欄に記載すること。

※委任を受けた場合には、国税は本社所在地の税務署の証明書を、県税及び市町村税は受任地の証明書を提出してください。

㊩役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日及び性別が記載されたもの）及び履歴書

㊪応募資格に係る申立書（様式2）

※令和元年9月24日現在の資料とします。また、証明書等については、発行から3ヶ月以内のものとなります。

③管理運営業務計画書（様式3）

④管理に係る収支計画書（様式4）

※消費税率は10%として作成してください。利用料金収入については、現行の利用料金に110/108を乗じた額を基礎として算出してください。

⑤団体の経営状況を証明する書類（事業報告書、収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類）

※いずれも直近の会計年度のもの

⑥パンフレット等団体の概要がわかるもの

⑦その他必要と思われる書類

※必要に応じて団体の活動実績や組織図、資格証明書、許可書等を追加で求めることがあります。

なお、暴力団の排除のため、指定管理者及び指定管理者に応募した者について、必要に応じて提出された書類等に基づき警察に照会することがあります。

また、提出された申請書類は情報公開制度の対象であり、請求に対する公開・非公開の決定については、久留米市情報公開条例に基づいて行います。

10 申請に係る事項

(1) 申請期間

令和元年10月21日（月）から令和元年11月5日（火）まで
（ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日は除く）

(2) 提出先

〒830-0042

久留米市荘島町11番地1（荘島体育館2階）

久留米市市民文化部体育スポーツ課

電 話：0942-30-9226 FAX：0942-38-2259

E-mail：taiikusp@city.kurume.fukuoka.jp

(3) 提出部数

正本1部及び副本（コピー可）10部の計11部を提出してください。なお、用紙サイズはA4サイズに統一し、上記で示した提出書類の項目順にインデックスを付け、左とじでファイル（フラットファイル等）に綴り、背表紙及び表紙に当該施設名称、団体名称、正本及び副本がわかるように明記してください。ただし、他の機関が発行する証明書類等で原本がA4サイズと異なる場合は、副本のみA4サイズで統一してください。

(4) 提出方法

申請期間内に持参または郵送により提出してください。

ただし、郵送による場合は、令和元年11月5日（火）午後5時15分までに必着とし、配送等が確認できる方法で送付してください。

11 指定管理者候補者の選定及び指定

(1) 選定方法

教育委員会が設置する選定委員会において、審査（書類審査及びプレゼンテーション審査）を実施し、申込資格を有する申込者の中から、選定基準に照らして最も適当と認める団体等を指定管理者候補者（優先交渉権者）として選定します。また、応募団体等が3以上ある場合は、第2順位の候補者を選定します。

選定委員会による審査は令和元年11月中旬（予定）を予定しています。なお、この選定において、別に定める総合点数の最低基準に到達する申込者が1団体もなかった場合は、各応募団体等に対してその旨を示した上で、再度管理運営業務計画書等の必要書類を提出いただき、2回目の選定委員会による面接等を行います。

これらの審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

※プレゼンテーション審査は、団体等の代表者又は代理者を含めて3名以内の出席とします。

(2) 選定の結果

選定委員会による審査後速やかにすべての申請者に文書で通知します。また、市のホームページに選定結果の概要を掲載し、公表します。

※審査結果は、すべての申請者の名称・評価・採点表を公表します。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体等は、令和元年11月下旬に召集予定の久留米市議会定例会における議会の議決を経て指定管理者として指定される予定です。

ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

1.2 選定基準

次に掲げる事項のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定します。

- ① 事業計画による施設の運営が、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること。
- ② 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ③ 事業計画の内容が、その管理に係る経費の縮減が図られているものであること。
- ④ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ⑤ 地域経済を活性化することに寄与することが認められること。

1.3 審査項目と配点

指定管理者候補者の選定は、以下の審査項目と配点（委員1人あたり）に基づく総合点数方式により行います。

審査項目	具体的な項目	配点
1 住民の利用に関し公平性を確保することができる。	施設の設置目的の理解	(20)
	個人情報、平等利用など団体経営モラル	
	安全対策、危機管理体制の構築	
2 施設の効用を最大限に発揮させる。	自主事業の企画内容	(35)
	利用者の満足向上、利用促進策	
	地域の総合型スポーツクラブとの連携	
3 管理に係る経費の縮減が図られている。	経費削減の具体策	(15)
	環境に配慮した取組み	
	収支状況改善計画など	
4 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する。	収支事業計画の整合性	(25)
	職員体制、財務状況	
5 地域経済を活性化することに寄与することが認められる。	地域との連携・協働による事業展開	(5)
総配点 (100)		

14 全体スケジュール

① 公募に係る書類等の配布期間	令和元年9月24日(火)～11月5日(火)
② 現地説明会の開催	10月4日(金)
③ 質問書提出期間	9月24日(火)～10月11日(金)
④ 質問に対する最終回答日	10月18日(金)
⑤ 申請期間	10月21日(月)～11月5日(火)
⑥ 審査(書類審査及びプレゼンテーション審査)	11月中旬(予定)
⑦ 選定結果公表	11月中旬(審査後速やかに公表)
⑧ 指定管理者候補者と仮基本協定の締結	11月下旬(予定)
⑨ 指定管理者の指定	12月定例議会
⑩ 翌年度の年度協定内容等の協議、引継等	令和2年1月～3月
⑪ 年度協定の締結・管理開始	令和2年4月1日

15 説明会(現地)

応募方法、提案書類、指定管理者業務及び現場の状況等について説明会を開催します。
応募される団体等は出来るだけ参加してください。

- ① 開催日時 令和元年10月4日(金) 10時から 2時間程度
- ② 開催場所 久留米市三潴生涯学習センター1階 視聴覚室
(久留米市三潴町玉満2949番地1)
- ③ 参加者等 1団体等につき2名まで
- ④ 申込方法 令和元年10月3日(木)午後5時15分までに、久留米市市民文化
部体育スポーツ課(公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ)へ、
団体名、役職名、氏名、連絡先を郵送、FAX、電子メールのいずれか
にて申込みを行ってください。なお、その際の様式は問いません。

16 質問受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和元年9月24日(火)から令和元年10月11日(金)まで
(ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜は除く)

(2) 質問書様式

質問書(様式5)

(3) 提出方法

質問の要旨を簡潔にまとめたものを、久留米市市民文化部体育スポーツ課(公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ)へ、郵送、FAX、持参、電子メールのいずれかにて提出してください。

ただし、郵送による場合は、令和元年10月11日(金)午後5時15分までに必着とし、配送が確認できる方法で送付してください。なお、電話での受付は行いません。

(4) 回答方法

受け付けた質問は随時、市のホームページで回答し、最終回答日を令和元年10月18日(金)とします。質問者ほか応募団体は各自で確認してください。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

17 申請書類の著作権及び公表

申請書類の著作権は申込者に帰属します。

指定管理者候補者の選定後は、申請書類は久留米市情報公開条例に基づき公表し、又は開示することができるものとします。

18 申請に要する費用の負担

申請に関する費用は、すべて申込者の負担とします。

19 基本協定書及び年度協定書の締結

最優秀提案者は指定管理者候補者として仮基本協定を締結します。その後久留米市議会の議決を経て指定管理者を指定したときに、この協定は成立し、仮基本協定書は書きかえることなく基本協定書とするものとします。

指定管理者候補者は、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出すること。当該仮基本協定の確定は、仮基本協定書に双方が記名押印するとともに、指定管理者候補者が誓約書に記名押印したときとします。

年度協定書については、基本協定書に基づき締結します。

20 その他の注意事項

(1) 複数提案の禁止

ひとつの団体等が複数の提案をすることはできません。

(2) 申請書類の取扱い

市が受理した申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

(3) 申請書類の変更

市が受理した申請書類については、軽微な修正を除き変更は認められません。

(4) 申請書類等の虚偽等による失格

申請書類等に虚偽の記載があった場合、又は関係法令（条例、規則を含む）の規定に違反している場合には失格とします。

(5) 追加書類の提出

市が指定管理者の選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求め場合があります。

(6) 応募辞退

市が申請書類を受理した後に辞退する場合には、辞退届（様式は任意）を提出してください。

(7) 接触の禁止

応募団体等が本案件の応募に関し、選定委員会委員に対して個人的に接触することを禁じます。